

平成16. 4. 1 制 定
 改正 平成18. 4. 1 平成19. 4. 1
 平成20. 4. 1 平成21. 4. 1
 平成22. 4. 1 平成23. 9. 1
 平成25. 4. 1 平成26. 4. 1
 平成27. 4. 1 平成30. 4. 1
 令和 2. 4. 1 令和 3. 3. 3
 令和 5. 4. 1 令和 6. 4. 1
 令和 7. 6. 18 令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 群馬大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項は、群馬大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）、群馬大学学位規則及び群馬大学大学院共通科目に関する内規に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目 的)

第2条 研究科は学部教育を基盤とし、教育・研究の成果を社会へ還元することを目的とし、次の各号に掲げる人材を育成する。

- (1) 優れた教育倫理と豊かな学識を有し、教育諸科学に関する高度な専門的知識・技能及び実践力を備え、教育現場において指導的な役割を担える教員
- (2) 学校教育及び種々の教育的場面における現代的諸課題に対応できる研究開発能力及び実践力を備えた人

(課程・専攻・コース)

第3条 研究科に次の専攻及びコースを置く。

課 程	専 攻	コ ー ス
専門職学位課程	教育実践高度化専攻	教職リーダーコース
		授業実践開発コース
		特別支援教育実践開発コース

(授業の方法等)

第3条の2 研究科においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うようコースに応じ事例研究、模擬授業、授業観察・分析、ロールプレイング、現地調査又はその他の適切な方法により授業を行う。

(授業科目及び履修方法等)

第4条 研究科における授業科目、単位数及び履修方法は、別表第1のとおりとする。

第4条の2 研究科は、学生に、大学院学則第10条の2第3項第2号に規定する全研究科等を対象とした大学院共通の授業科目（以下「大学院共通科目」という。）を履修させることができる。

- 2 前項の規定により学生が修得した単位は、課程修了の要件となる単位とする。
- 3 前項の規定による単位は、別表第1に掲げる自由選択科目の単位に算入する。
(教員免許取得プログラム)

第4条の3 研究科に、教育職員免許状の取得に必要な教育プログラム（以下「教員免許取得プログラム」という。）を開設する。

- 2 教員免許取得プログラムに関して必要な事項は、別に定める。
(単位の計算方法)

第5条 単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法の区分に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

なお、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合についても同様とする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間又は40時間の授業をもって1単位とする。

(他の大学院等の授業科目の履修)

第6条 大学院学則第14条の規定により学生が他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位を研究科の課程修了の要件となる単位として認める場合、その成績は、大学院学則第18条第3項に規定する評語以外の認定とする。

- 2 前項の規定により学生が修得した単位を、45単位以上の2分の1を超えない範囲で研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第6条の2 大学院学則第16条の規定により学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を研究科における授業科目の履修により修得したものとみなす場合、その成績は、大学院学則第18条第3項に規定する評語以外の認定とする。

- 2 前項の規定により学生が修得したとみなす単位数（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。）は、転学等の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについては、前条第2項の規定及び第11条第2項の規定により免除する単位数と合わせて45単位以上の2分の1を超えないものとする。

(指導教員)

第7条 研究科長は、学生の履修指導を行うため、学生ごとに指導教員を定める。

(履修科目の届出)

第8条 学生は、履修しようとする授業科目を、所定の期日までに研究科長に届け出なければならない。

(履修登録)

第9条 一の学年度に履修登録できる単位数は、40単位以内とする。

(教育方法の特例)

第10条 研究科における授業及び履修指導は、研究科長が教育上特別の必要があると認める場合に限り、夜間その他特定の時間又は時期において行うことができる。

2 教育方法の特例に関して必要な事項は、別に定める。

(修了要件)

第11条 学生が研究科を修了するためには、研究科に2年以上在学すること、45単位以上を修得すること及び課題研究について一定の成果を報告することを必要とする。

2 大学院学則第22条の2の規定により、教育上有益と認めるときは、学生が研究科に入学する前の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

(在学期間の短縮)

第11条の2 大学院学則第22条の3の規定により、学生が研究科に入学する前に修得した単位を研究科において修得したとみなす場合であって、当該単位の修得により研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が認めた期間、在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、研究科に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位の授与)

第12条 研究科を修了した者には、群馬大学学位規則の定めるところにより、教職修士（専門職）の学位を授与する。

(教育職員免許状)

第13条 研究科において取得できる免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

(転コース)

第14条 転コースを志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て研究科長が許可することができる。

2 転コースに関する必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第15条 大学院学則第49条に定める特別研究学生に関しては、別に定める。

(特別聴講学生)

第16条 大学院学則第50条に定める特別聴講学生に関しては、別に定める。

(科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生)

第17条 大学院学則第51条に定める科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生に関しては、別に定める。

(雑 則)

第18条 この規程に定めるもののほか、研究科に関して必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が別に定める。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程は、平成22年度入学者から適用し、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表は、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表は、平成27年度入学者から適用し、平成26年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和2年度入学者から適用し、令和元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年3月3日から施行し、令和2年6月30日から適用する。
- 2 改正後の規程は、令和2年度入学者から適用し、令和元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和5年度入学者から適用し、令和4年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和 6 年度入学者から適用し、令和 5 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和 7 年 6 月 1 8 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程は、令和 7 年度入学者から適用し、令和 6 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和 8 年度入学者から適用し、令和 7 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表第1

1 開設授業科目及び単位数

(1) 教職リーダーコース

区分		分野又は領域	授業科目	単位数
共通5領域	共通科目	教育課程の編成及び実施	教育課程編成の理論と実践	2
		教科等の実践的な指導方法	授業分析実践	2
		生徒指導及び教育相談	生徒指導の理論と実践	2
		学級経営及び学校経営	学校づくりと学級経営	2
		学校教育と教員の在り方	教員の職能成長と倫理	2
	コース科目	教育課程の編成及び実施	カリキュラム開発の理論と実践	2
		教科等の実践的な指導方法	学習支援の理論と実践	2
			教育評価の理論と実践	2
			生徒指導及び教育相談	子ども理解と支援・指導の理論と実践
		学級経営及び学校経営	特別活動指導の理論と実践	2
			学校経営の理論と実践	2
			学校評価とスクールリーダーシップ	2
			地方教育行政の理論と実践	2
			学校組織マネジメント演習	2
今日的な教育課題	共通科目	多文化共生教育の課題と実践	2	
	コース科目	外国につながる児童生徒の指導と支援	2	
		学校危機管理の理論と実践	2	
		学校保健と保健教育	2	
研究方法			教育アセスメント演習	2
実習			高度経営力・指導力開発実習Ⅰ	4
			高度経営力・指導力開発実習Ⅱ	6
課題研究			高度経営力・指導力開発課題研究Ⅰ	1
			高度経営力・指導力開発課題研究Ⅱ	1
			高度経営力・指導力開発課題研究Ⅲ	2
			高度経営力・指導力開発課題研究Ⅳ	2

(2) 授業実践開発コース

区分		分野又は領域	授業科目	単位数
共通5領域	共通科目	教育課程の編成及び実施	教育課程編成の理論と実践	2
		教科等の実践的な指導方法	授業分析実践	2
		生徒指導及び教育相談	生徒指導の理論と実践	2
		学級経営及び学校経営	学校づくりと学級経営	2
		学校教育と教員の在り方	教員の職能成長と倫理	2
	コース科目	教育課程の編成及び実施	横断的・総合的な学習指導の理論と実践A	2
			横断的・総合的な学習指導の理論と実践B	2
		教科等の実践的な指導方法	授業研究の理論と実践	2
			教育実践の捉え方	2
			国語科学習指導の理論と実践	2
			社会科学習指導の理論と実践	2
			英語科学習指導の理論と実践	2
			算数・数学科学習指導の理論と実践	2
			理科学習指導の理論と実践	2
			技術科学習指導の理論と実践	2
			音楽科学習指導の理論と実践	2
			図画工作・美術科学習指導の理論と実践	2
			家庭科学習指導の理論と実践	2
			保健体育科学習指導の理論と実践	2
			道徳教育の理論と実践	2
今日的な教育課題	共通科目	多文化共生教育の課題と実践	2	
	コース科目	学校教育におけるICTの実践と課題	2	
		インクルーシブ教育としての学習指導	2	
		幼小連携の課題と実践	2	
		生活科教育の課題と実践	2	
		ことばと教育理論と実践	2	
		学校保健と保健教育	2	

(2) 授業実践開発コース (つづき)

区分	分野又は領域	授業科目	単位数
教科内容構成学	コース科目	国語科内容構成学	2
		社会科内容構成学	2
		英語科内容構成学	2
		算数・数学科内容構成学	2
		理科内容構成学	2
		技術科内容構成学	2
		音楽科内容構成学	2
		図画工作・美術科内容構成学	2
		家庭科内容構成学	2
		保健体育科内容構成学	2
教職実践基礎研究（選択科目）		教職実践基礎研究A	2
		教職実践基礎研究B	2
実習		授業実践開発実習Ⅰ	2
		授業実践開発実習Ⅱ	8
課題研究		授業実践課題研究Ⅰ	1
		授業実践課題研究Ⅱ	1
		授業実践課題研究Ⅲ	2
		授業実践課題研究Ⅳ	2

(3) 特別支援教育実践開発コース

区分		分野又は領域	授 業 科 目	単位数
共通5領域	共通科目	教育課程の編成及び実施	教育課程編成の理論と実践	2
		教科等の実践的な指導方法	授業分析実践	2
		生徒指導及び教育相談	生徒指導の理論と実践	2
		学級経営及び学校経営	学校づくりと学級経営	2
		学校教育と教員の在り方	教員の職能成長と倫理	2
	コース科目	教育課程の編成及び実施	特別支援教育におけるカリキュラムデザイン	2
		教科等の実践的な指導方法	特別支援教育における授業実践	2
		生徒指導及び教育相談	特別支援教育コーディネーターの役割と課題	2
		学級経営及び学校経営	特別支援教育の制度と学校・学級経営	2
今日的な教育課題	共通科目	多文化共生教育の課題と実践	2	
特別支援教育実践	コース科目	特別支援教育の理論と実践	2	
		インクルーシブ教育の理論と課題	2	
		特別支援教育と医療・福祉との連携	2	
		重度・重複障害教育の実践と課題	2	
実習		特別支援教育課題発見実習Ⅰ	2	
		特別支援教育課題発見実習Ⅱ	2	
		特別支援教育課題解決実習	6	
課題研究		特別支援教育課題研究Ⅰ	1	
		特別支援教育課題研究Ⅱ	1	
		特別支援教育課題研究Ⅲ	2	
		特別支援教育課題研究Ⅳ	2	

2 履修方法

(1) 教職リーダーコース

1. 共通5領域 ※22単位必修

(1) 共通科目

- ①教育課程の編成及び実施に関する領域科目
2単位必修
- ②教科等の実践的な指導方法に関する領域科目
2単位必修
- ③生徒指導及び教育相談に関する領域科目
2単位必修
- ④学級経営及び学校経営に関する領域科目
2単位必修
- ⑤学校教育と教員の在り方に関する領域科目
2単位必修

(2) コース科目

下記の①-④の中から3科目 6単位必修

- ①カリキュラム開発の理論と実践
- ②学校経営の理論と実践
- ③学校評価とスクールリーダーシップ
- ④地方教育行政の理論と実践

下記の⑤-⑧の中から3科目 6単位必修

- ⑤学習支援の理論と実践
- ⑥教育評価の理論と実践
- ⑦子ども理解と支援・指導の理論と実践
- ⑧特別活動指導の理論と実践

2. 今日的な教育課題

多文化共生教育の課題と実践

2単位必修

3. 自由選択科目

全コース科目又は大学院共通科目の中から6単位選択必修

4. 実習科目

10単位必修

5. 課題研究

6単位必修

○修了要件単位数

46単位

(2) 授業実践開発コース

1. 共通5領域 ※18単位必修

(1) 教育課程の編成及び実施に関する領域科目

- ①教育課程編成の理論と実践
2単位必修
- ②横断的・総合的な学習指導の理論と実践
A又はBいずれか2単位選択必修

(2)教科等の実践的な指導方法に関する領域科目	
①授業分析実践	2 単位必修
②授業研究の理論と実践	2 単位必修
③教育実践の捉え方	2 単位必修
④各教科学習指導の理論と実践及び道德教育の理論と実践の中から	2 単位選択必修
(3)生徒指導及び教育相談に関する領域科目	
(4)学級経営及び学校経営に関する領域科目	2 単位必修
(5)学校教育と教員の在り方に関する領域科目	2 単位必修
2. 今日の教育課題に関する領域科目	
①多文化共生教育の課題と実践	2 単位必修
②学校教育における ICT の実践と課題	2 単位必修
③インクルーシブ教育としての学習指導	2 単位必修
3. コース科目	
各教科内容構成学の中から 2 単位選択必修	
4. 自由選択科目	
全コース科目又は大学院共通科目の中から 4 単位選択必修	
5. 実習科目	
10 単位必修	
6. 課題研究	
6 単位必修	
○修了要件単位数	
46 単位	

(3) 特別支援教育実践開発コース

1. 共通5領域 ※18 単位必修	
(1)教育課程の編成及び実施に関する領域科目	4 単位必修
(2)教科等の実践的な指導方法に 関する領域科目	4 単位必修
(3)生徒指導及び教育相談に関する領域科目	

(4)学級経営及び学校経営に関する領域科目	4 単位必修
(5)学校教育と教員の在り方に関する領域科目	4 単位必修
	2 単位必修
2. 今日的な教育課題に関する領域科目	2 単位必修
3. コース科目 特別支援教育実践から 8 単位必修	
4. 自由選択科目 他コース科目又は大学院共通科目の中から 2 単位選択必修	
5. 実習科目	10 単位必修
6. 課題研究	6 単位必修
○修了要件単位数	46 単位

別表第 2

コース	免許状の種類	教科又は特別支援教育領域
教職リーダー コース	幼稚園教諭専修免許状	
	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健 体育，技術，家庭，英語
	高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽， 美術，保健体育，家庭，工業，英語
授業実践開発 コース	幼稚園教諭専修免許状	
	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健 体育，技術，家庭，英語
	高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽， 美術，保健体育，家庭，工業，英語
特別支援教育実 践コース	特別支援学校教諭専修免許 状	視覚障害者，聴覚障害者，視覚障害者，知的 障害者，肢体不自由者，病弱者